要望事前相談申出書提出から工事までの流れ

事前相談から工事までの一般的な流れ（用地買収を伴う場合）につきましては、次のとおりです。

自治会で行うこと

（新）　事前相談内容を検討

↓

（新）事前相談申出書の提出　(各地区市民センターを経由し、)道路総務課へ提出

↓

市で行うこと

（新）事前相談申出書の検討　関係課で事前相談申出書の内容について検討

↓

（新）事前相談申出書に
かかる回答書送付　関係課の意見等を記載した回答書を送付

↓

自治会で行うこと

要望内容の検討　自治会内において、事前相談の回答をもとに要望内容を検討

↓

関係地権者との調整　関係地権者への要望内容の説明及び同意の取りまとめ

↓

要望書の提出　(各地区市民センターを経由し、)道路総務課へ提出

↓

市で行うこと

要望書の審査　道路総務課で要望書の内容確認と受付の可否を検討します。

↓

工事担当課へ送付　⇨工事担当課【道路整備課等】

↓

要望内容の審査　緊急性や事業効果などから、優先性を検討します。

↓

測　量　A　現況平面図作成や境界確定するための測量を実施します。

↓

境界立会い　隣接する土地との境界を確認していただき、確定いたします。

↓

線形説明会　関係者の方々に道路線形について、説明会を実施いたします。

市で行うこと

↓

測　量　B　設計及び用地買収を行うための詳細測量を実施します。

↓

設　計　工事を行うための設計を実施いたします。

↓

道路区域編入・告示　道路となる土地を道路区域に編入・告示いたします。

↓

税務署事前協議　租税特別措置法の適用の手続きをいたします。

↓

用 地 買 収　土地売買及び補償契約を締結させていただきます。

↓

登　記　土地売買契約に基づき所有権移転などの登記を行います。

↓

支払い　登記終了後、土地買収代金及び補償費をお支払いします。

↓

工　事